特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名					
9	富士市	個人住民税に関する事務	基礎項目評価書			

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士市は個人住民税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人住民税課税事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

富士市長

公表日

令和3年9月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

I 関連情報	関連情報							
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務							
①事務の名称	個人住民税事務							
	【概要】 ・富士市では、個人住民税を賦課するにあたり、地方税法その他地方税に関する法律及び条例に基づき住民や給与支払者から給与支払報告書や申告書等の課税資料を提出していただき、それらをもとに住民の所得や控除等の情報把握をしている。 ・把握した情報をもとに税額を算出し、個人住民税の賦課決定を行い、通知する。賦課決定時または賦課決定した後においても、必要に応じ賦課更正を行い、公正・公平な賦課決定を行う。 【内容】							
②事務の概要	・課税対象者情報の準備。 ・課税資料の受理。 ・他自治体への税務調査の実施、他自治体からの調査回答。 ・個人住民税の賦課決定・賦課更正、及び課税決定者、給与支払者、年金支払者へ税額の通知。 ・給与支払者等からの各種申請、届出書の受理。 ・住登外課税に伴う他自治体への通知。 ・個人住民税の減免申請書の受理及び承認または却下の決定並びにその通知。 ・他市課税者への資料回送。							
③システムの名称	 MICJET MISALIO(宛名システム、個人住民税システム) 申告支援システム ・番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) ・中間サーバー ・eLTAX審査システム ・国税連携システム 							
2. 特定個人情報ファイル:	名							
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)個人住民税特定個人情報								
3. 個人番号の利用								
法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項別表第1 16の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令 (平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・16条							
法令上の根拠 4. 情報提供ネットワークシ	(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項別表第1 16の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・16条							
	(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項別表第1 16の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・16条							
4. 情報提供ネットワークシ	(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項別表第1 16の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・16条 - ステムによる情報連携 - <選択肢> 1)実施する 2)実施しない							
4. 情報提供ネットワークシ	(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項別表第1 16の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・16条							
4. 情報提供ネットワークシ	(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項別表第1 16の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・16条 - ステムによる情報連携 - (選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定 ●番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) (別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に							

5. 評価実施機関における担当部署						
①部署	富士市 財政部 市民税課					
②所属長の役職名	市民税課長					
6. 他の評価実施機関	6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
請求先	富士市 財政部 市民税課 417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 0545-55-2734					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	富士市 財政部 市民税課 417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 0545-55-2734					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいつ時点の計数か		[10万人以上30万人未満] 令和2年12月1日 時点			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
2. 取扱者数	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和2	年12月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	西書の種類		
[基礎項目評価		点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施されている。	施機関に	ついては、それぞれ፤	重点項目部	評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(灯	青報提供	キネットワークシステ	ムを通じ	じた入手を除く。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託		[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	· *** = · · · · · · · · · · · · · · · ·
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	:の接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている <選択肢>
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・決	肖去			(M3 10 n+)
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
8. 監査				
実施の有無	[0]	自己点検	[]] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓	各発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	所属長	市民税課長 渡辺 正明	市民税課長 望月 信洋	事後	人事異動に伴う変更
平成30年8月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第19条 別表第2 (1、2、3、4、6、8、9、1 1、16、18、20、21、23、27、30、31、34、3 5、37、38、39、40、42、48、53、54、57、5	1, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 3 5, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 5 9, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 7 4, 80, 84, 85, 62, 87, 91, 92, 94, 97, 1	事後	法令等の改正に伴う変更
平成31年1月22日			追加	 事後	
	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属長 の役職名	市民税課長望月信洋	市民税課長	事後	
令和2年12月25日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用に関する法律(番号法) (平成25年5年5月31日法律第27号)第9条第1 項 別表第1 16の項	●行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項別表第1 16の項 ●行政手続における特定の個人を識別するため	事後	記載内容の修正
令和2年12月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	*特定個人情報提供ができる依拠規定 番号法第19条 別表第2 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、	●番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、3	事後	記載内容の修正
令和2年12月25日	II しきい値判断項目2. 取扱者数いつの時点の計数か	平成27年10月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	
令和2年12月25日	Ⅱ しきい値判断項目2. 取扱 者数いつの時点の計数か	平成27年10月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	
令和3年9月1日	 I 関連情報 4. 情報提供ネッ	第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65,66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「地方税の賦課徴収に関する事務」とある項(27の項)	報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、1 6、18、20、23、26、27、28、29、30、31、3 4、35、37、38、39、40、42、48、53、54、5 7、58、59、61、62、63、64、65, 66、67、7 0、71、74、80、84、85の2、87、91、92、9 4、97、101、102、103、106、107、108、1 13、114、115、116、117、120、121の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄 (情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「地方税の賦課徴収に関する事務」とある 項(27の項) ●行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務	事後	法令等の改正に伴う変更